

平成 20 年度秋田県環境審議会環境保全部会議事録

日時：平成 21 年 2 月 2 日（月） 13:30～16:30

場所：ルポールみずほ 2 階 ききょう

出席委員：小賀野委員、佐々木委員、佐藤敦委員、佐藤貞治委員、菅原委員、杉本委員、高樋委員、戸谷委員代理大山氏、中西委員、中野委員、那須委員、原田委員、保科委員、本橋委員、山本委員、吉澤委員

司会

ただいまから平成 20 年度秋田県環境審議会環境保全部会を開会いたします。
はじめに生活環境文化部長があいさついたします。

生活環境文化部長

（あいさつ）

司会

続きまして、小賀野部会長からあいさつをお願いいたします。

小賀野部会長

（あいさつ）

司会

ここで、本日の委員の出席状況でございますが、環境保全部会の委員 18 名中、現時点で 15 名と過半数の御出席をいただいておりますので、秋田県環境基本条例第 32 条第 5 項において準用する第 31 条第 3 項の規定により、部会が成立していることを報告させていただきます。

次に、本日の資料の確認をさせていただきます。

（資料確認）

それでは議事に入ります。

秋田県環境基本条例第 32 条第 5 項において準用する第 31 条第 2 項の規定により、議長は部会長の小賀野委員にお願いします。よろしくをお願いいたします。

小賀野議長

それでは議長を務めさせていただきます。

はじめに、本部会につきましては、原則公開となっておりますが、公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じることが明らかに予想さ

れる場合は、理由を明らかにして非公開とすることができます。委員の皆さま、原則どおり本部会は公開ということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小賀野議長

ありがとうございます。

本日は諮問事項が3件、報告事項が3件ありますので、委員の皆さまには円滑な会議の進行に御協力くださるよう、よろしく申し上げます。

また、議事録署名委員については、秋田県環境審議会運営規程第6条第2項の規程により、部会長が指名することとされております。吉澤委員と中西委員にお願いしたいと存じますので、よろしく申し上げます。

なお、議事録作成の都合上、御発言はお名前を言っていただいてから申し上げます。

それでは審議に入ります。

手元の次第に従いまして、はじめに諮問第6号「平成21年度秋田県公共用水域等水質測定計画について」に関して、県から説明をお願いします。

環境管理室長

(説明)

小賀野議長

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問などがございましたらお願いします。

はい、戸谷委員代理大山さん。

戸谷委員代理大山氏

2点ほど教えていただきたいのですが、今回の水質測定計画ですが、数値的なものが小さく、変化がないことから回数を減らすと説明いただきましたが、そのような場合に、どのくらいの数値で推移してきているから減らすといった実質の数字が示されていないので、次回からは数字を示して説明していただくと、非常に分かりやすいのかなと思いました。

もう1点ですが、先週、岩手県の環境審議会の水質保全部会がございまして、水性生物の保全に関わる水質環境基準の類型指定ということで、各県いろいろ検討しているような状況でございました。その時に、複数の県にまたがる河川については、両県が一緒に指定するという考え方がベターだということで、青森県と秋田県の場合は米代川、宮城県にも何本かあるのですが、その中で、他県の状況

を伺ったところ、青森県と一緒に類型指定をする方向で検討している、宮城県は2～3年後に行う方向で検討しているということでしたが、秋田県はまだわからないと話されていましてので、秋田県の今の状況、考え方などがございましたら、教えていただきたいと思います。

小賀野議長

県から御説明をお願いします。

環境管理室長

亜鉛のことだと思うのですが、基準値の0.03に対して、概ね10分の1程度の低い濃度で推移しております。測定項目を見直す場合には、来年度からデータなどを示していきたいと思います。

そして、米代川水域の類型指定のことですが、数値的にはかなり下がっておりますので、宮城県と同じような考え方で、もう少し様子を見ながら類型指定について検討をしていきたいと考えております。

小賀野議長

よろしいでしょうか。

那須委員、どうぞ。

那須委員

9ページの下の方ですが、能代市について、平成20年度調査で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が基準を超過したことから、継続的に監視をしていくということですが、基準を超過した一番の要因は何でしょうか。

環境管理室長

8ページの12番目、能代市落合地区で実施しておりますが、それは井戸で、周辺には田や畑などがございまして、おそらく畑の肥料などの影響ではないかと思えます。継続して調査を行うこととしております。

那須委員

今は調査中ということですか。それで、もしそのような農業の関係が要因だということであれば、農業指導など、改善の指導を行っていくということですね。

環境管理室長

そこは難しいところでして、浅井戸で、周辺が畑などでございますので、水道

区域であれば水道水を使っていたきたいということになります。井戸水を使いたいとされる場合は、市役所を通じて、このように基準をオーバーしている場合は水を飲まないようにお願いしております。周辺がすべて畑や田などになっている場合、なかなか原因を特定するまでは難しいのではないかとと思いますが、飲み水でございますので、飲まないように指導していきたいと思っております。

小賀野議長

よろしいでしょうか。

高樋委員、どうぞ。

高樋委員

基本的なことを伺います。年4回から年2回に変更するということはわかったのですが、年4回は何月に実施していたのを何月と何月の年2回に変更されたのでしょうか。季節によってもだいぶ違うと思うので、教えてください。

環境管理室長

4月と6月と8月と10月に行っていたものを、4月と10月に変更予定しております。

小賀野議長

よろしいでしょうか

それでは、御質問がないようですので、これで「平成21年度秋田県公共用水域等水質測定計画について」の審議は終わりますが、この諮問事項の内容につきましては、異議ないものとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小賀野議長

ありがとうございます。それでは、「平成21年度秋田県公共用水域等水質測定計画について」は、適当であると決定し、その旨を答申することといたします。

続きまして、諮問第7号「農用地土壌汚染対策計画(鹿角北部・南部地域)の策定について」及び諮問第8号「公害防除特別土地改良事業に係る費用負担計画(鹿角北部・南部地域)の策定について」に関して、相互に関連しますので、一括して県から説明をお願いします。

水田総合利用課長

(諮問第7号について説明)

環境管理室長

(諮問第 8 号について説明)

小賀野議長

それでは、諮問第 7 号と諮問第 8 号の両方について、御意見、御質問などがございましたらお願いします。

佐藤敦委員

この南部地域と北部地域は、土性が山間部で、砂礫層が非常に浅く出てくるといことで、たとえば、昔に増田地区で実施した排土客土という経済的な工法を採用できないのかということです。この説明によりますと、20～30cm から砂礫層が出ますので、それは妥当な選択であったと考えます。

それから、少し気になりましたのは、資料の 15 ページですが、土性がローム質で塩基交換容量 (=CEC) が 13.7me/100g とありますが、これを水田の客土資材として用いると、いわゆる土壌の保肥力がかなり小さいと思います。秋田県の(水田土壌の塩基置換容量)の平均は、私の記憶では大体 20me/100g ですが、それより若干落ちております。それから土色、pH、リン酸吸収係数、中和石灰量を見ますと、かなり強酸性の土壌で、おそらく土色が 10YR3/2 の赤褐色の典型的な山土だと思います。しかもリン酸吸収係数がものすごく高い。2,000mg/100g をオーバーしていますので、これは土壌改良資材をきちんと使用するという話でしたが、有機質分やリン酸資材をかなり入れないと、水田の、いわゆる肥沃な作土は作れないのではないかと思います。そのあたりを是非、十分考慮していただきたいと考えております。

これを見ますと、確かにカドミは 0.04 と低いですが、亜鉛はだいたい 1.5 くらいで大丈夫なのでしょう。そのあたりについて、私はわかりませんので、教えていただければと思っております。

農山村振興課長

土壌改良については、委員のおっしゃるとおり山間部の土地でございまして、土壌改良を予定してございまして、今のところケイカルを 10 アール当たり 1,340 キログラム、ヨウリンを 10 アール当たり 819 キログラム、堆肥を 10 アール当たり 2 トン投入する予定になっております。

亜鉛は 1.5 と出ていますけれども、これまでのいわゆる環境基準ということでは、120ppm が下限となっております。

それからもう 1 点ですが、御指摘のとおり山土というのは、非常に肥沃度が足

りないということで、やはり、農家は何年もかけて、土壌改良資材や堆肥等を用いて土づくりをしながら、収量確保を目指すということになりますので、そのような営農指導について、それから、客土材につきましては、山から持ってくる途中に何回も分析をしながら、当初の計画どおりにいっているかどうかということも十分にチェックしながら対応していきたいと思っております。

佐藤敦委員

どうもありがとうございました。今、農山村振興課長から説明があったぐらいの土壌改良資材を十分用いると、まあまあ作土としての肥沃度は維持できると思います。しかし1年くらいでは、このような土壌ですと、少し不安ですので、是非、追跡調査をしながら対応していただければと思います。

それから、少しこれに関連しまして、今、基準が、カドミで 1.0ppm ですが、近々、コーデックスの基準で、来年か再来年くらいに公定法で 0.4ppm に決まってしまうと思います。これは、私ども農業関係者としてはものすごく頭の痛い問題ですが、このような対応では、またすぐに 0.4ppm 対応を考えておかなければならない。それについて、今からやれと言っても、法律も何もできていませんので、できないのかもしれないけれども、是非、内々で結構ですから、0.4ppm 対応を考えておく必要があるのではないかと思います。私の感想ですが、何かお考えがあれば教えてください。

水田総合利用課長

はい、今、委員が指摘されたとおり、コーデックスが 0.4ppm になったということで、国内の、いわゆる食品衛生基準法の改定も、今、作業が進んでおります。この中では、玄米精米については 0.4ppm、その他の野菜については、当面は設定せず、2、3年後に様子を見ながら行うということです。ですから、この 0.4ppm となった場合の対応ということですが、土壌汚染の地域として、環境省としても 0.4ppm に対応した調査の方法を検討しています。去年、秋田県内でも1、2箇所そのような試験圃場を設置しながら、調査の方法や範囲の検討を行っております。今までの細密調査のデータを活かして、ある程度、地区を想定しながら、0.4ppm になった場合にスムーズに対応できるように準備を整えてまいりたいと思っております。

佐藤敦委員

どうもありがとうございました。

佐藤貞治委員

2点教えてください。1つは、費用負担についてですが、県としては、企業にいくらでも多く負担してもらった方がよいと思うのですが、一定のルールがあるのでしょうか。過去の考え方に基づいてきちんとされていると思うのですが、費用を負担させる事業者2社については、おおむね問題はないとお考えなのでしょうか。

もう1つは、この事業は、平成21年度から9年以内に完了するとあり、大分長い事業年度になるようですが、なるべく早く完了した方がよいと思います。今後の見通しとして、基本的に9年くらいかかるということなのでしょうか。もちろん国等の予算の問題や、簡単に回答できない問題もあるかと思うのですが、現在の見通しについて教えてください。

環境管理室長

費用負担の事業者等の関係ですが、汚染の原因者であるこの2社とは、十分事前に協議をし、費用負担については、おおむね理解が得られているものと思っております。

農山村振興課長

工期につきまして、9年というのは、土地改良事業の限度工期が9年ということで、地元からも早期解消の要望がございますし、予算の面もございますので、9年以内には終えるという計画で進めたいと思っております。よろしく申し上げます。

小賀野議長

よろしいでしょうか。

中野委員、どうぞ。

中野委員

2点確認をさせていただきたいのですが、1つめは諮問第7号で、県北地域と県南地域に分けていろいろな対策を講じられることになっていますが、先ほど佐藤敦委員からお話がありましたように、今後のコーデックスの強化等を考えた時に、この事業計画等の弾力的な対応について、わかる範囲で教えてください。

もう1つは、諮問第8号の最後のところで、いろいろな意味で算定できなかった鉱山が多いということと、昭和43年以降であることなどから2分の1という判断となっているのですが、そのところをもう少し説明していただけないでしょうか。

水田総合利用課長

1つめのコーデックスへの対応ということですが、先ほど説明しましたように、いずれ0.4になるということで、この1年か2年後には、法律の改正ということになると思います。そうなれば、県でもいろいろなデータがありますので、もう一度その周辺等を調査しながら、この地域はどうなるのかということも含めて総合的な計画見直しを行うということもあるかと思えます。

農山村振興課長

工事は1ppm以上を解消して、目指す方向としては0.4ppm以下の土壌改良を目指すことにしておりますので、コーデックス委員会が0.4ppmということを出しても、直ちに改正ということにはならない予定にしております。

小賀野議長

1つめはよろしいですか。

中野委員

基本的には1だけけれども、工法上は0.4ppmになるので、代用できるということによろしいですね。わかりました。

小賀野議長

2つめについてはいかがでしょうか。

環境管理室長

資料2ページの法第7条のところの負担割合について、もう一度説明させていただきますが、ここの括弧に書いておりますように、鉱山は約25ございます。そのうち、今回直接関係したのが資料1ページの下の方に書いてありますが、小坂鉱山、鶉鉱山、古遠部鉱山、尾去沢鉱山の4鉱山が原因者となっております。そのほかについては採掘粗鉱量が分かっているものと分からないものなど、なかなか難しい問題がございまして、この4鉱山に、それ以外の分まで負担させるのは問題があり、具体的に数値の算定もできませんので、法律に基づきまして2分の1としております。

いま1つは、カドミの影響がわかったのは昭和43年以降ですので、それ以前のことまで責任をとることは、難しいのではないかとということです。この2つの理由により、今回の事案については前回と同様に2分の1で算定しましたので、よろしく願いいたします。

小賀野議長

いかがでしょうか。

中野委員

わかりました。

小賀野議長

ありがとうございました。

中西委員、どうぞ。

中西委員

諮問第7号ですが、1号指定と2号指定を受けたところにつくった玄米、米などは直接私たちの口に入るものでしょうか。

水田総合利用課長

今の基準では、玄米の1ppm以上は食品にはならないということになっています。それから農水省が、国民に対する食の安全を考慮し、0.4～1ppmのものについては、国が買い上げをしております。ですから、ここで生産されたお米は全部生産者ごと、品種ごと、農家が出荷する日にちごとにすべてカドミウムの分析・調査をしております。それで0.4ppm以下の安全なものについて、消費者にお届けするという仕組みとなっております。

小賀野議長

そうすると0.4ppm未満であれば、ここから出たお米を食べることはあり得るのでしょうか。

水田総合利用課長

はい、これはここの地域だけでなく全県です。先ほど説明しましたけれども、だいたい県内の約2割、19,000ヘクタールで、カドミが0.4ppm以上出るおそれがあるということに対して、安全を期しまして、その地域から生産されるお米は全量検査しております。そういう中で安全なものだけを出荷しています。

小賀野議長

よろしいですか。

無いようですので、これで「農用地土壌汚染対策計画（鹿角北部・南部地域）の策定について」及び「公害防除特別土地改良事業に係る費用負担計画（鹿角北

部・南部地域)の策定について」の審議は終わりますが、この諮問事項の内容につきましては、異議ないものとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小賀野議長

はい、ありがとうございます。それでは、両計画については適当であると決定し、その旨を答申することといたします。

以上で本日の審議事項は終わりました。次に報告事項に移ります。

杉本委員と佐藤貞治委員が所用のため退席されました。

それでは、はじめに報告事項1「平成20年版環境白書について」に関して、県から説明をお願いします。

環境あきた創造課長

(説明)

小賀野議長

ただいまの説明について、御意見や御質問はございますか。

中野委員、どうぞ。

中野委員

もしかしたら諮問第6号のところで説明があったかもしれませんが、環境白書本編の53ページの水環境のところ、先ほど環境あきた創造課長がおっしゃったとおり書いてあります。表40ですが、括弧書きが平成18年で、括弧書きでないところが平成19年ということで、湖沼については県が努力されて八郎湖が指定湖沼とされるなど、改善しているのですが、河川は逆に95.7が92.4と達成率が悪くなっています。それを資料の54ページで見ると、米代川の下流の能代橋など能代市のところが昭和50年代にかなり高いことがあったのと、昭和60年から平成3年くらいに一部高いところがあるのですが、BODが2を超えています。このようなものが原因で達成率が悪くなったのだらうと思いますが、そういうことを踏まえて、平成21年度の計画がどのようになっているのかということが気になったものですから、質問させていただきました。

環境管理室長

この河川の方ですが、米代川より中小規模の河川が達成していないという状況になっておりまして、それが平成19年度には7河川になっているということです。主に八郎湖流域の河川や県南部の中小河川で流量が去年に比べて減っている

ことから、前年度より達成率が悪くなっております。

小賀野議長

よろしいでしょうか。

中野委員

54 ページの平成 19 年の米代川が上がっているのは、何か特別な要因なのでしょうか。

環境管理室長

高くなっておりますが、基準としてはB類型ですので、環境基準は達成しております。本編に書いておりますが、7つの中小河川が未達成ということで、去年より達成率が低くなっているという状況でございます。

中野委員

ということは、米代川の支川以外の河川で環境値が上がって、たまたま米代川も流量の関係で数値が高くなったということなのですね。だからこのものと、このグラフとは必ずしも一致しないのですね。わかりました。

小賀野議長

よろしいでしょうか。

那須委員、どうぞ。

那須委員

インターネットに環境省が発表した不法投棄のデータが掲載されておりました。その中で、なぜか本県だけデータが入っていませんでした。本県だけデータが抜けていました。その理由は何でしょうか。

環境整備課長

皆さん御存じのとおり、能代産廃については、不法投棄がございましたので載っておりますが、近年は、大規模な不法投棄は発生してないというのが現状でございます。クリーンアップ事業やごみの撤去などはしておりますが、あくまでも個人的な規模の小さい、電化製品やタイヤを捨てるようなことが多く、この統計では、一件あたりの投棄量が10トン未満のものは出てこないことから、載っていないということでございます。ただ、能代産廃については、総量が100万トンですので、別の場所に掲載されております。

小賀野議長

よろしいでしょうか。

本橋委員、どうぞ。

本橋委員

1点確認ですが、概要版 11 ページの有害大気物質汚染の調査結果で、本県は大気汚染が非常に良好なので特に問題はなく、本編 47 ページのそれに対応する表 33 でも大気基準をクリアしていますが、たとえば、土崎と茨島でベンゼンなどが高いのですが、秋田市なので、この 11 の優先取組物質のうち、秋田市のところが 4 物質しか計っていません。県がやっているところは、このように全部出ていてよいと思うのですが、この秋田市の抜けているところも測定したほうが、モニタリング上はよいと思うのですが、これは県としても、いかんともし難いものなのではないでしょうか。県のほうの問題ではないかと思うのですが、このあたり、何か明らかに全体としてデータの欠落があるような点を、どういうふうにしたらよいかということを伺いたいと思います。

環境管理室長

秋田市で測定を行っておりますが、委員がおっしゃったようにデータが欠落しておりますので、秋田市にできるだけ測定してもらうようお願いしていきたいと思っております。

小賀野議長

ありがとうございました。

ほかに何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは、次の報告事項 2 「稲わらを原料とするバイオエタノールの実証事業について」と、報告事項 3 「秋田県バイオエタノール推進戦略（案）について」に関して、相互に関連しますので、県から一括して説明をお願いします。

菜の花バイオエネルギーチームリーダー

（説明）

小賀野議長

ありがとうございました。では、御質問はございますか。

高樋委員、どうぞ。

高樋委員

3つの原料候補としては、秋田としては非常に期待が持てるであろうと思います。この3つの原料候補の現在の費用対効果を教えてください。5年間のプロジェクトということですので、5年後の費用対効果の目標値を教えてください。

菜の花バイオエネルギーチームリーダー

この第3章の原料については、第4章でコストについて書いております。41ページに原料別のエタノールの価格を書いておりますが、これはガソリンも合わせた形で並べております。確かに現段階では、ガソリンよりは高いということになっておりまして、国の実証事業でも5年後の目標コストは1リットル当たり90円と設定されています。これについては減価償却などの一定の割り切りはあるのですが、90円というのが一つの事業成果として求められるということになっております。ですので、今後はコストを安くするような方向で動くということでございます。

高樋委員

現段階では費用対効果の計算はされていないということでしょうか。
目標値の設定は、まだされていないということでしょうか。

菜の花バイオエネルギーチームリーダー

国におきましては、目標値が設定されております。ケースが2つありまして、バイオマス日本ケースでは、国内のバイオマスを原料としてバイオエタノールを製造する目標コストは1リットル100円です。技術革新ケースでは、海外で作ったりしまして、他国との価格競争性を保つということで1リットル40円です。その2つの目標値が国レベルでは設定されております。

高樋委員

価格設定はわかったのですが、費用対効果について、つまり、40円をつくり出すために、多額の県の資金を投入することになるのであれば、その費用対効果がどのくらいなのか、そこを少し伺いたかったのです。今のところ計算していないのであれば、それで結構です。

菜の花バイオエネルギーチームリーダー

今の技術で作ったら、県費を入れてこれくらいのコストになるであろうといった、そのような意味では、計算はしておりません。

小賀野議長

技術革新の部分が期待されてきて、その中で、より明らかにされてくるのかなと思います。高樋委員、よろしいでしょうか。

中野委員、どうぞ。

中野委員

私、この補助事業を所管しておりますが、2つの話が混在しておりますので、説明いたします。

報告事項2のほうは、農林水産省が食糧と競合しないソフトセルロースと言われているものを、社会実験的に技術革新も含めて、どのようなことができるかということと5年間かけて実験しようということなのです。

それとは別に報告事項3のほうは、秋田県が、これから県内にある稲わらや林地残材、多収穫米などを使って、さまざまな取組をされているというものです。

国で設定しているというのは、今の社会実験のほうで、これくらいのものでどうやったらできるかということに取り組もうというものです。後ほど、こちらの社会実験のスキームの資料を委員の方に送付したいと思います。

小賀野議長

よろしく申し上げます。ありがとうございました。

ほかに何かございますか。

佐藤敦委員、どうぞ。

佐藤敦委員

今回の報告は社会的な実験ということで、総額20億円が秋田に入るということで納得しましたが、少し気になりますのは収率です。たとえば、単位重量あたりの稲わらから何リッターのエタノールができるかということです。24ページにデータがありますが、単純に計算しますと30%がぎりぎりです。おそらく稲わらのセルロースあるいは可溶性でんぷんを100%アルコールに転換した場合に、ぎりぎり30%になるということを確認したいと思います。

もう1点、非常に気になりますのが、今の説明の中で、少なくとも食糧と競合しない地域資源の稲わらを活用することには納得しましたが、水田の地力問題が課題になると思います。今回の提案は実験ですから、それを是非見ていきたいと思います。たとえば、稲わらを全部取り出した場合に最後にリグニンが残りますが、それをうまく堆肥にして、もう一度農地に還元したいというのが59ページにきちんと書いていましたので、一安心しました。

しかし、先ほど話題になったエネルギー収支ですが、エネルギー収支をきちん

と守るためには、取り出したリグニンをもう一度燃やすリグニンボイラーを作って、エネルギー収支を高めるとというのが 48 ページに書いています。そのあたりを是非、この実験で確認していただきたいと思います。私は農学の立場からすれば、稲わらといえども水田土壌の地力を担っているわけです。稲わらをおある程度きちんと戻してやらないと、長い年月、10 年、15 年、20 年という期間で地力が消耗するのではないかと心配です。

昨日か一昨日の NHK で、ブラジルの大規模なバイオエタノールの企業のお金持ちが放映され、ヘリコプターで飛び回って活躍していましたが、将来、秋田の地でバイオエタノール産業が可能なかどうか、対応できるかどうかです。そのあたりの見込みもあつたら教えていただければと思います。

菜の花バイオエネルギーチームリーダー

バイオエタノールへの変換率ということだと思いますが、セルロース、ヘミセルロースの含有量のだいたい半分くらいはいくだろうということで、先生のお話のとおり、30% というのがよいところではないかというふうに考えております。

それから L C A の点ですが、現状では、ブラジルではサトウキビを原料として、サトウキビのかす、バガスという搾りかすを燃料にして蒸気や電気をつくって、バイオエタノールを製造しています。一方、アメリカは石炭や電気を使ってバイオエタノールを製造しています。そういうことで、推進戦略の L C A では化石燃料を使うケースとバイオマスを使うケースの 2 通りについて計算しているのですが、やはりバイオマスは無駄なく使えるような形が物をつくるにはよいのかなということです。ここはこれからおそらく一番大きな課題になっていくと思います。ここをクリアしないと先に進めないのかなというふうに思っております。

それから、私、テレビは見ていなかったものですから、もしよろしければ部長から。

生活環境文化部長

ブラジルの方が自家用飛行機で飛び回っているのをテレビで見ましたが、本県で稲わらセルロースでバイオエタノールを製造しても、決してそのようなことにはならないのかなと思います。ただ 1 点、この稲わらも林地残材も 5 年の実証事業ということで、秋田県としては一銭も使いません。林地残材は北秋田市の民間企業などで引き受けてくれないかなと思っております。それから、この潟上市での実証については、カワサキプラントシステムズさんがそこでずっと商業ベースで製造展開をしてくれるのかなという期待感があります。

ですので、5 年後に県として税金を投入して、この産業をどのようにして進めていくのかというのは、相当の覚悟を求められると思います。その時に県民にど

れだけのメリットがあるのかをわかりやすく説明する必要がありますので、省エネルギーと新エネルギーを所管する組織を新しく4月1日に立ち上げます。その組織でバイオエタノール推進戦略や新エネルギービジョンなどをつくり上げていきますが、相当な研究をしていかなければならないと思っています。秋田県でただバイオエタノールができるだけではなくて、E3でもE10でも、県民がバイオエタノールを混ぜたガソリンを消費することによって、いわゆる二酸化炭素を排出するところとの間で取引ができるということになると、これは本県にとって相当の意義があることだと思っています。そういうことまで含めて、この実証実験が終わるまでの間に県民の皆さまとのいろいろな意見交換をしながら、これをどのくらい秋田の産業の柱に位置付けていくかということとは、十分議論して進めていきたいと思っています。ただ夢だけを語るということではなく、佐藤敦委員がおっしゃった稲わらを農地から収奪することによる水田に対する影響など、プラスとマイナスの面をしっかりと検証しながら、取り組んでいきたいと思っています。

小賀野議長

佐藤敦委員、どうぞ。

佐藤敦委員

どうもありがとうございました。今の説明は非常に良かったと思っています。とりあえず5年間で20億円が秋田に来ますので、地域の活性化にとってもよかったですと思います。しかも、実証実験をやるということですから、それ自体が私としては非常に良かったと思います。

もう1点、私がずっと考えていることは、先ほど出たカドミ米の処理です。0.4ppmになりますと、さらにカドミ汚染水田が拡大するわけです。この報告事項3に書いていましたが、バイオエタノールの材料として、カドミ米の可能性も考えていただきたいと思います。今は1.0ppmで対応していますが、0.4ppmになった場合、今、県の農業試験場でカドミを吸収する長香穀という品種を開発しています。これは従来のお米の3～4倍くらいのカドミウムを吸収します。そういった実験を、是非この5年間、20億円で実験していただければ、秋田県独自のファイトレメディエーション技術とエネルギー問題を組み合わせた非常に新しい戦略が出るのではないかと考えています。そのあたりの考えがありましたら、是非伺いたいと思います。

生活環境文化部長

この事業に手を上げるにあたって、秋田県はカドミ米がありますので、カドミ

米の処理でバイオエタノールをつくるということも考えていると農林水産省に伝えたところ、非常に興味を示していただいて、それはよいことだと言ってくれました。ただ、今のところ、実証プラントはあくまでも稲わらということですので、今後、カワサキプラントシステムズの方と、稲わら以外のいろいろな材料の可能性についても相談しながら進めてまいりたいと思いますし、カドミ米はその中でも非常に有力な候補になるかと思っております。

佐藤敦委員

どうもありがとうございました。

小賀野議長

どうもありがとうございました。ほかにございますか。

那須委員、どうぞ。

那須委員

先ほどの鉱山鉱害の件については、長年引きずって、未だにこうして議論していかなければならないということで、県民の一人として非常に複雑な心境でしたが、このバイオエタノールの件については、森林県、米産県である本県にとっては、地球温暖化防止に寄与するのではと、非常に期待を持っております。毎年秋の収穫の時期になると、環境白書の46ページにも載っていますが、稲わら焼きの問題などで、非常に苦情が多いと思います。そのような中で、この稲わらを活用していくのは、このような公害問題が無くなっていくのではないかと非常に期待を持っております。

しかし、この報告事項3のアンケートでは、生産者の本音も見えております。生産者は、やはり土壌の問題などを抱えており、肥料と交換してもらえるのであれば、稲わらを提供してもよいということですので、そういう生産者の意思も十分考慮した上で、これは是非戦略を長期展望で進めていっていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

小賀野議長

はい、ありがとうございました。ほかにございますか。

ブラジルのテレビは私も見ていました。ヘリコプターが象徴的でしたが、あれは一つの富の価値、富の象徴ということでしょうけれども、先ほど那須委員がおっしゃったように、この事業には別の価値というのがあるようですので、そういった新しい価値をここから生み出していただければすごくよいなと感想を持ちました。

よろしいでしょうか。

それでは、本日予定されていた議事は終了いたしました。委員の皆さまからほかに全体を通して何か御発言はございますか。よろしいでしょうか。

無いようですので、本日の審議を終了し、会議の進行を事務局にお返しします。

司会

小賀野部会長、議事の進行どうもありがとうございました。

以上をもちまして、平成 20 年度秋田県環境審議会環境保全部会を終了いたします。委員の皆さま、長時間の御審議、どうもありがとうございました。